



平成24年9月5日

# 建設作業の騒音振動について

環境省 水・大気環境局 大気生活環境室

中西 正光

1

## 1. 建設作業騒音について

# 建設作業騒音の規制

- 特定建設作業(施行令別表2)

建設作業のうち、著しい騒音を発生するもので、一定規模以上のもの

- 1 くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
- 2 びょう打機を使用する作業
- 3 さく岩機を使用する作業
- 4 空気圧縮機を使用する作業
- 5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業
- 6 バックホウを使用する作業
- 7 トラクターショベルを使用する作業
- 8 ブルドーザーを使用する作業



3

# 建設作業騒音の規制

	1号区域	2号区域
• 敷地境界における騒音の大きさ		85dB
• 作業ができる時間	7～19時	6～22時
• 1日にできる延べ作業時間	10時間以内	14時間以内
• 同一場所における作業日数		連続6日以内
• 日曜その他休日		禁止

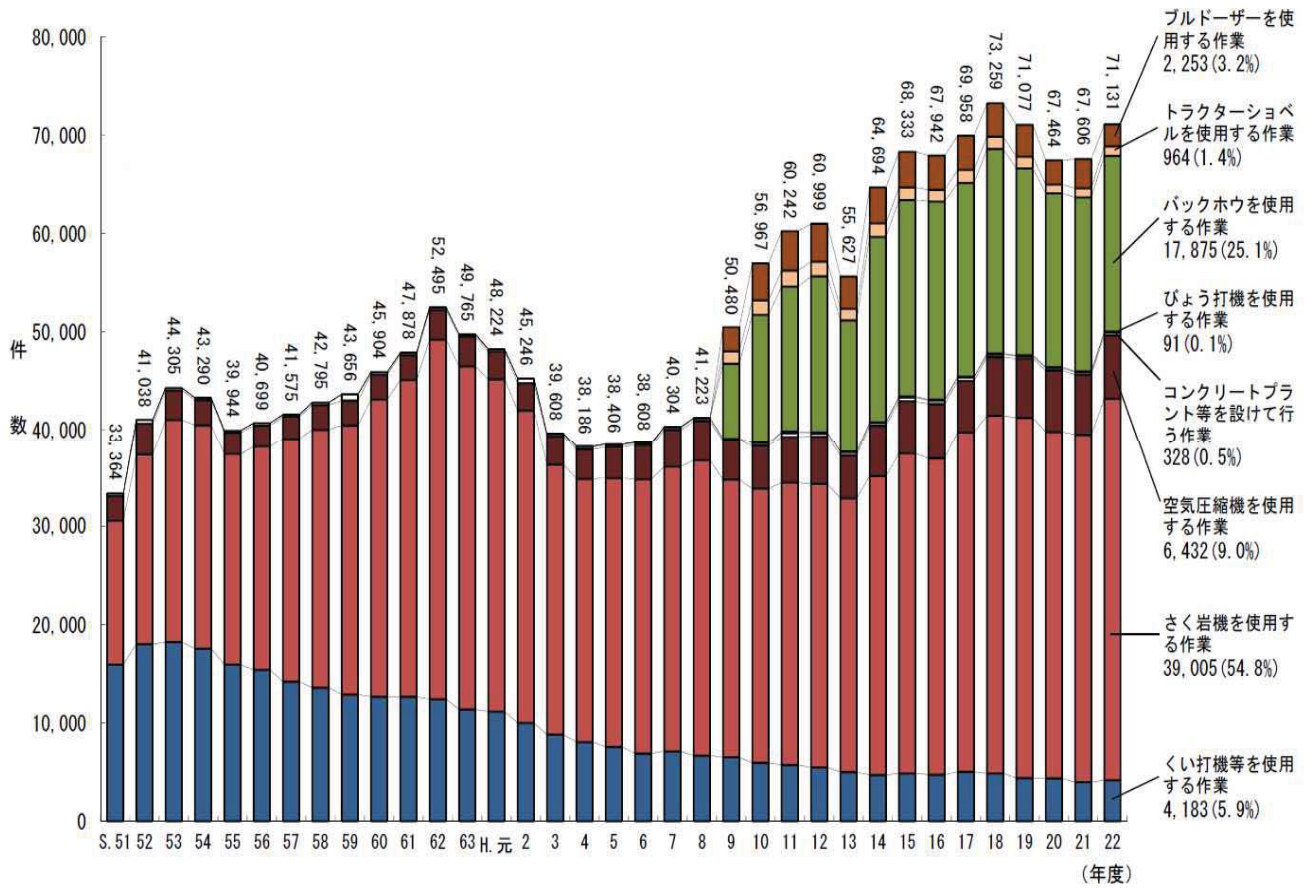
※地域区分(地方公共団体によって差がある)

## 1号区域

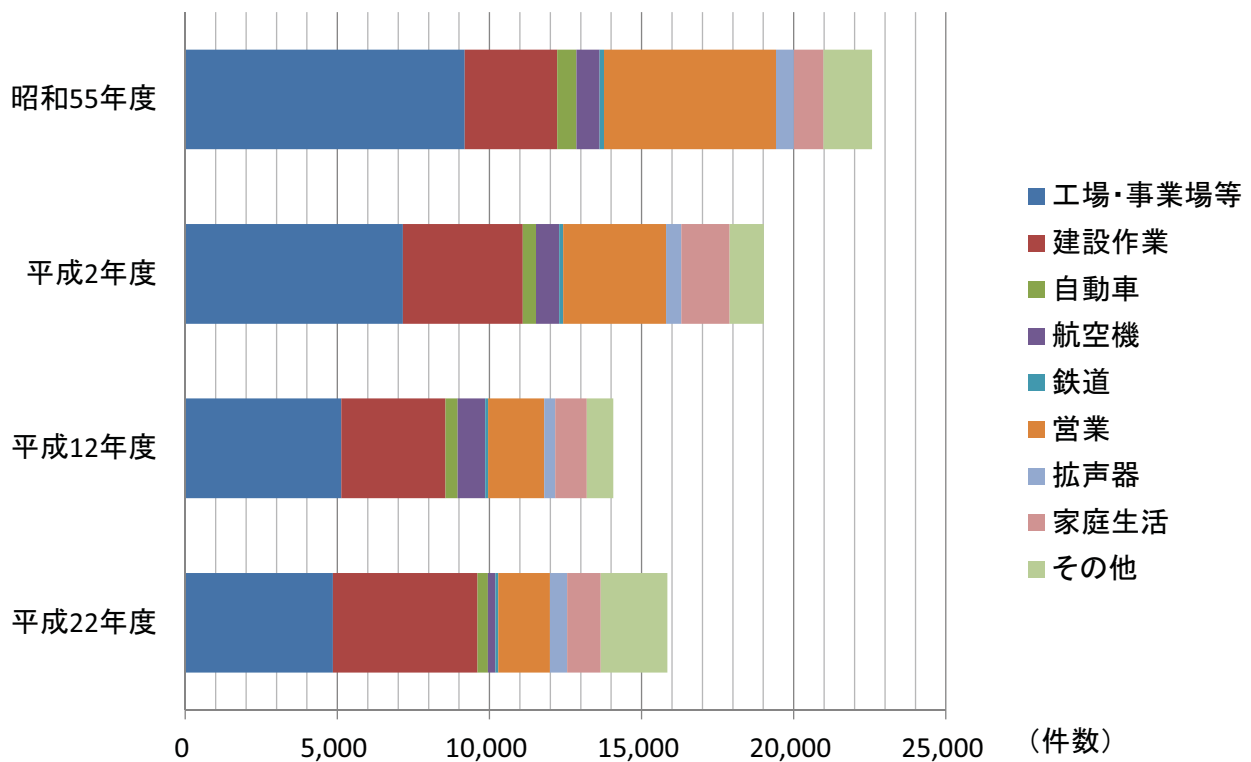
指定地域のうち第1種、第2種、第3種の全域及び第4種のうち  
学校の敷地の周囲80m

2号区域: 1号区域以外の区域

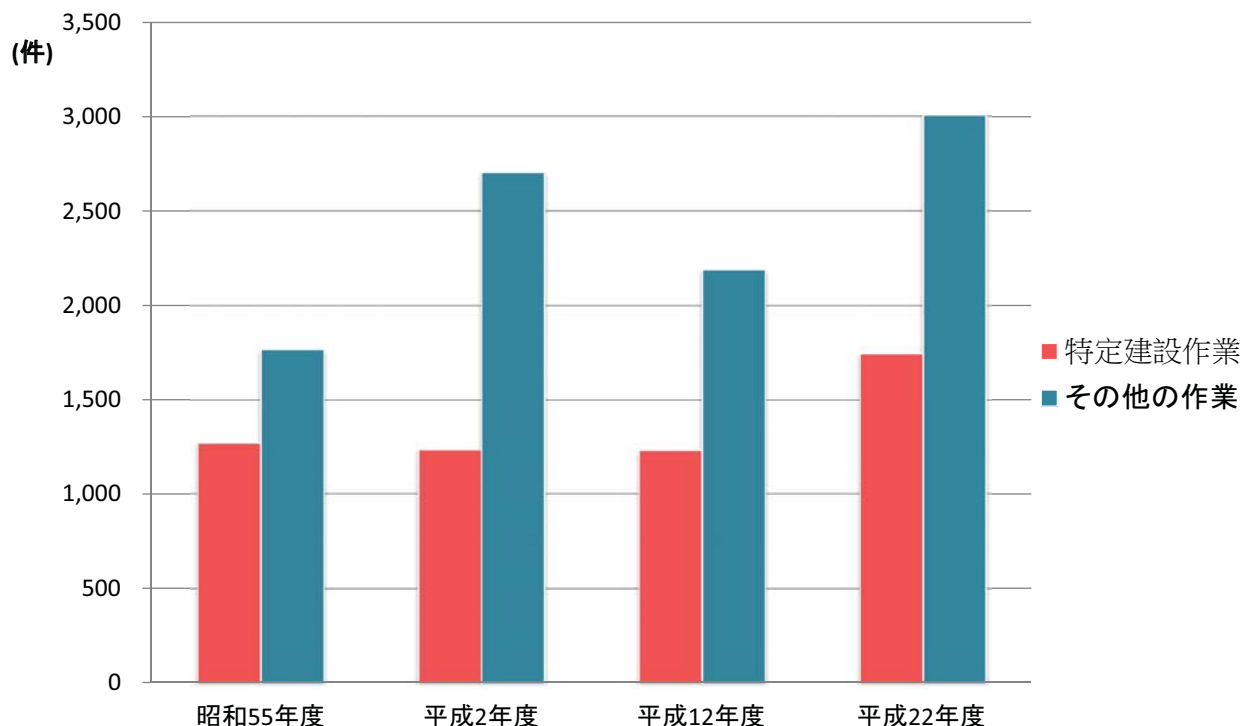
# 騒音の特定建設作業届出件数の推移



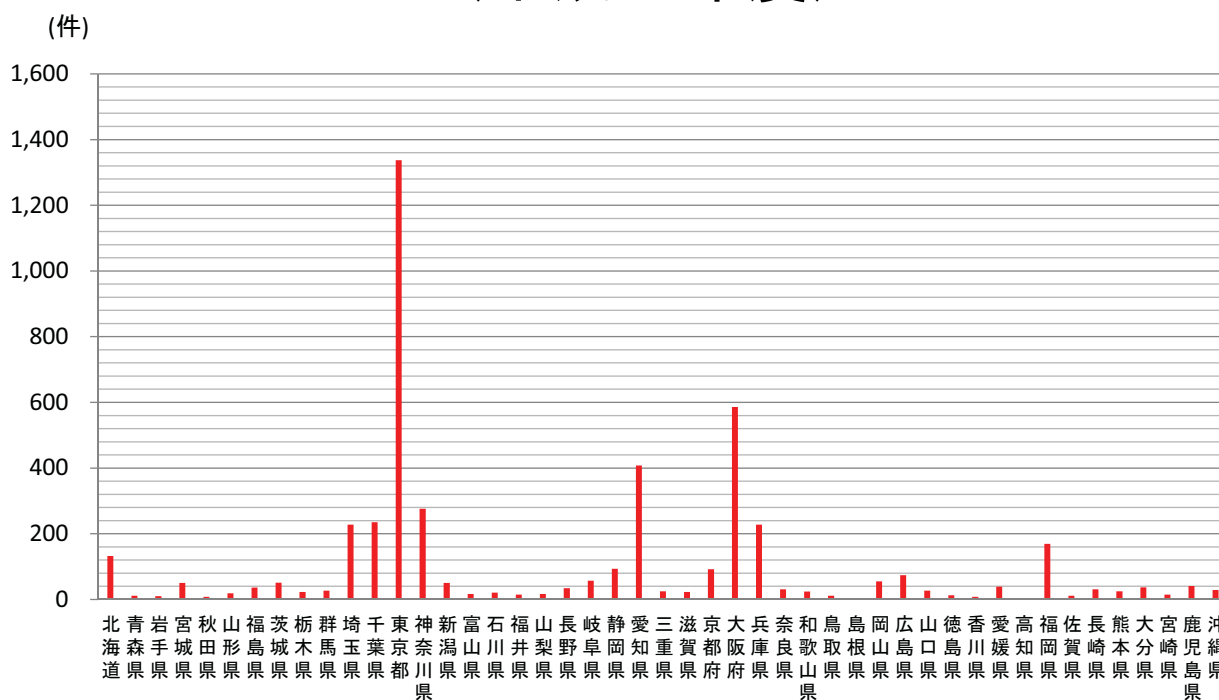
# 騒音苦情の内訳(経年変化)



# 特定建設作業に係る騒音苦情の推移



# 建設作業の都道府県別の騒音苦情件数 (平成22年度)



# 騒音規制法に基づく措置の状況 (特定建設作業騒音)

	平成21年度	平成22年度
立入検査	1,036	1,125
報告の徴収	239	198
騒音の測定	226	272
（うち基準超過）	50	66
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	1,278	1,436
(参考) 苦情件数	1,435	1,687

注) 苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

9

## 2. 建設作業振動について

# 建設作業振動の規制

- 特定建設作業(施行令別表2)  
建設作業のうち、著しい振動を発生するもので、一定規模以上のもの
  - 1 くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
  - 2 鋼球を用いて建築物等を破壊する作業
  - 3 舗装版破碎機を使用する作業
  - 4 ブレーカー(手持ちを除く)を使用する作業



# 建設作業振動の規制

	1号区域	2号区域
敷地境界における騒音の大きさ		75dB
作業ができる時間	7~19時	6~22時
1日にできる延べ作業時間	10時間以内	14時間以内
同一場所における作業日数		連続6日以内
日曜その他休日		禁止

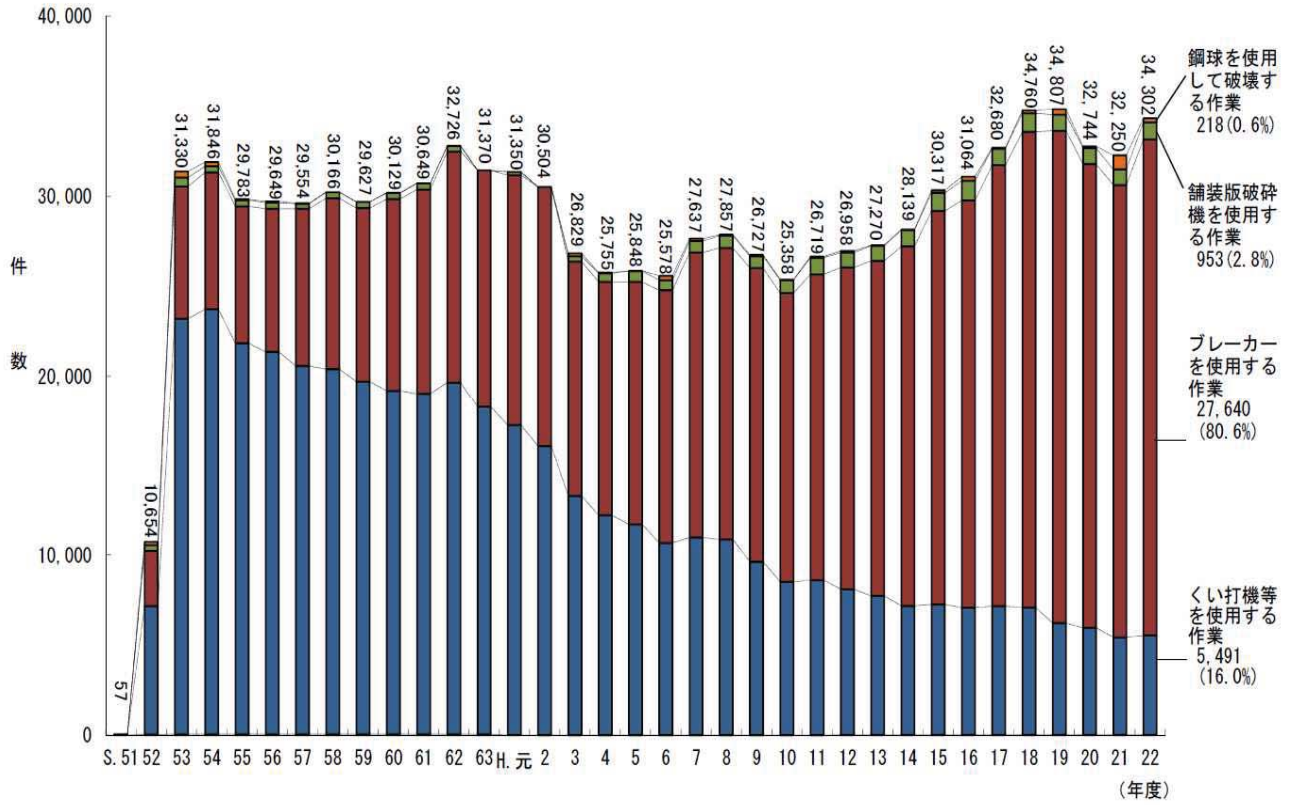
※地域区分(地方公共団体のよって差違あり)

## 1号区域

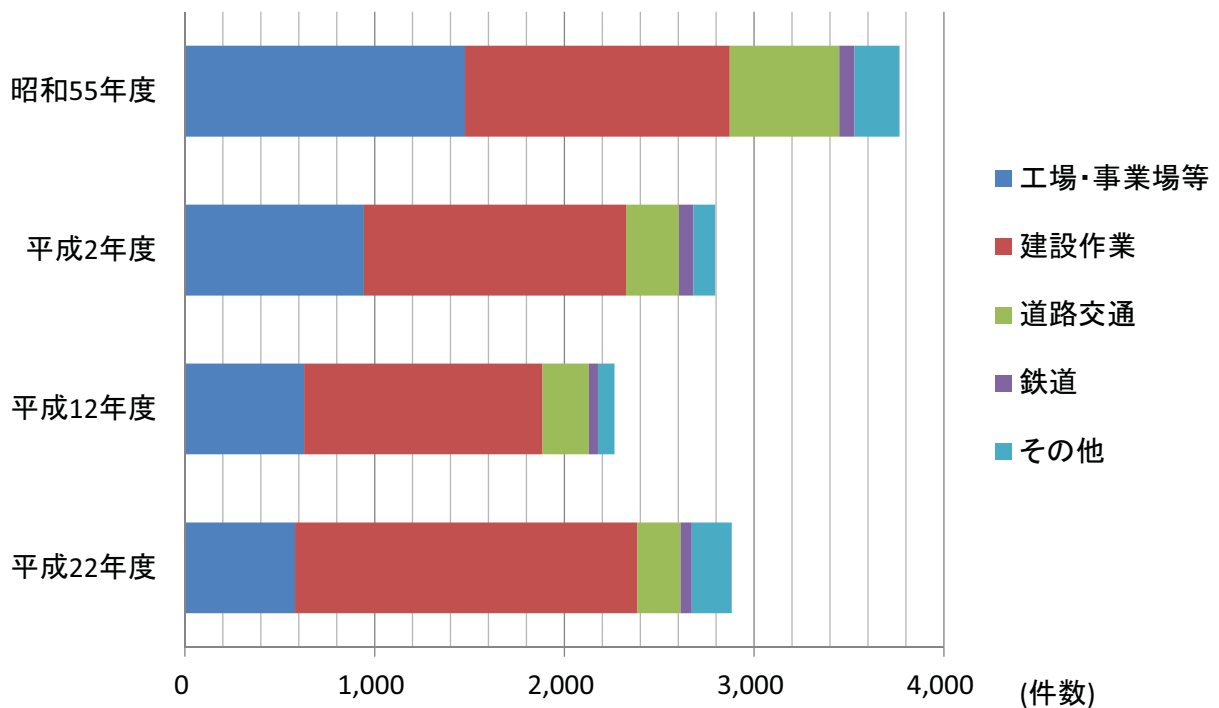
指定地域のうち第1種、第2種、第3種の全域及び第4種のうち  
学校の敷地の周囲80m

2号区域: 1号区域以外の区域

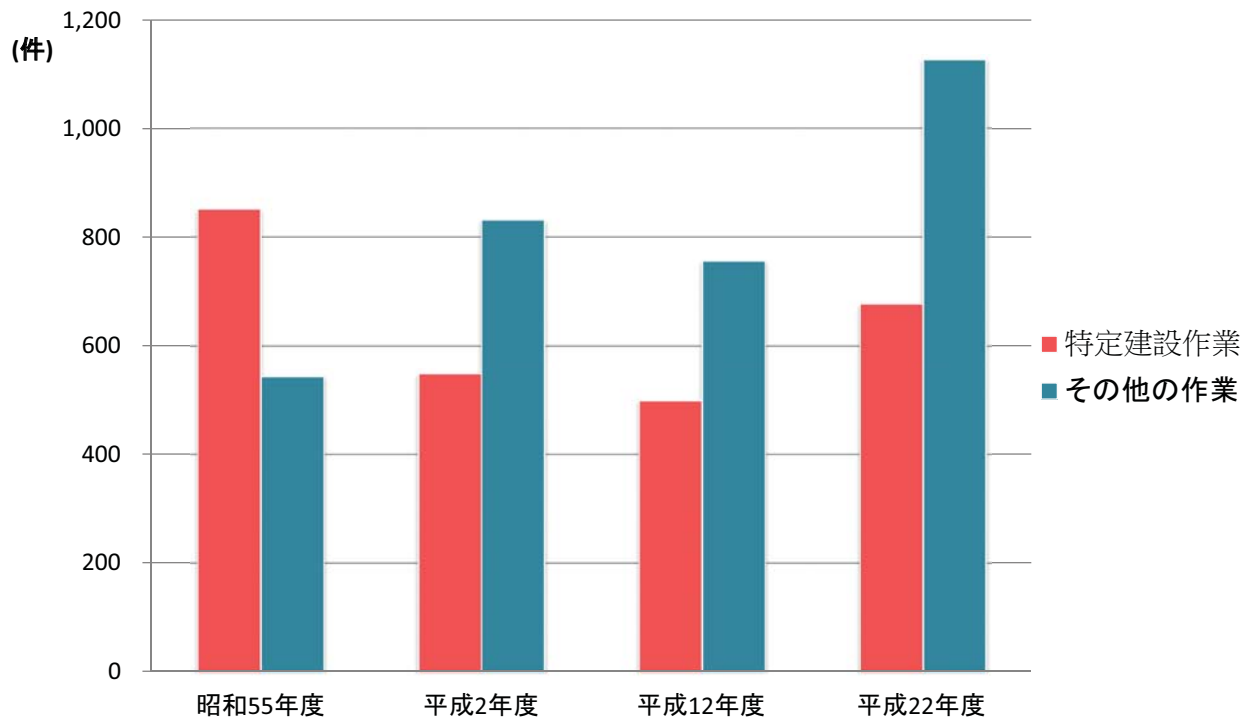
# 振動の特定建設作業届出件数の推移



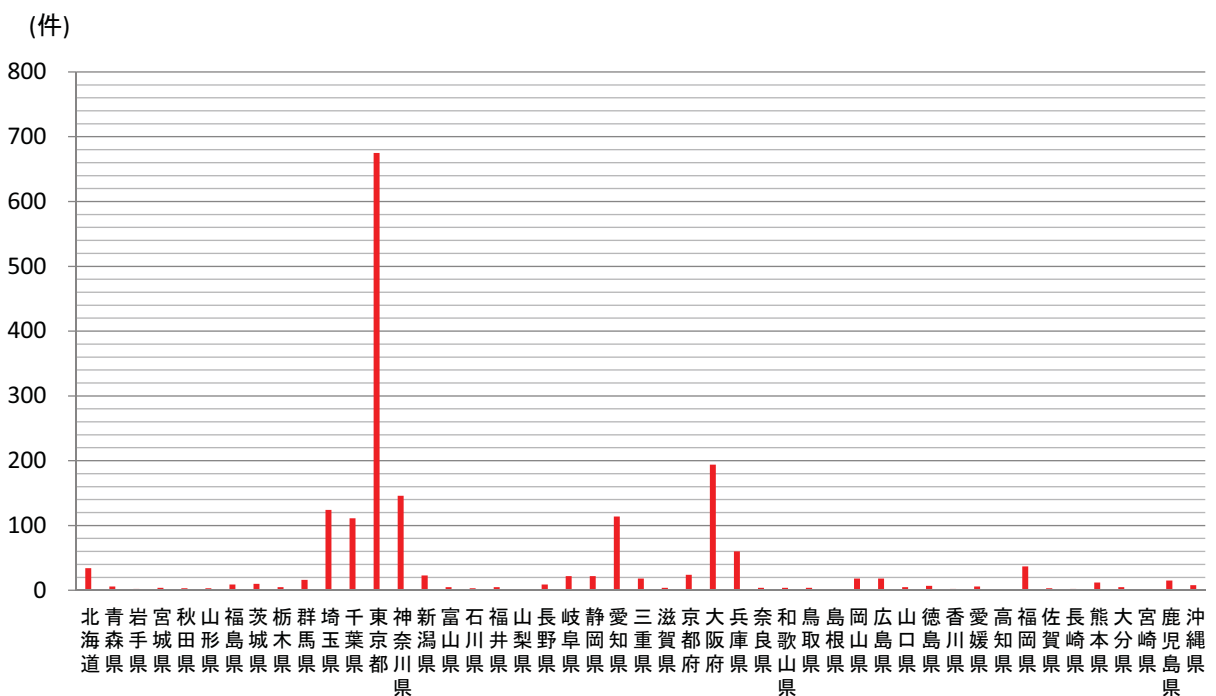
# 振動に係る苦情の内訳(経年変化)



# 特定建設作業に係る振動苦情の推移



# 建設作業の都道府県別の振動苦情件数 (平成22年度)





# 振動規制法に基づく措置の状況 (特定建設作業)

	平成21年度	平成22年度
立入検査	358	452
報告の徴収	76	68
振動の測定	84	134
(うち基準超過)	2	4
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	471	579
(参考)苦情件数	508	661

注) 苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

17

## 3. 環境省の取組について

## 建設作業騒音・振動の課題

- ① 苦情全体での建設作業の割合が増えており、振動苦情では約6割を占めている。都市部での件数が非常に多い。
- ② 規制対象外の建設作業に対する苦情割合が大きい。
- ③ 建設作業振動では、苦情を受けて測定しても、ほとんど基準超過しない。  
(22年度基準超過率は騒音24%、振動3%。改善勧告等は騒音、振動とも0件)

19

## 建設作業騒音・振動の課題

- ④ 現行法規制は、建設機械の種類で個別作業ごとに行っているが、実際の現場では複数の作業が同時進行し、騒音・振動は作業現場全体から発生している。
- ⑤ 振動の場合、現行法規制では鉛直方向のみ評価しており、水平方向の評価はしていない。

20

# 建設作業振動対策の手引き



## 第1章

建設作業振動に係る施策

## 第2章

振動の測定と評価

## 第3章

建設工事で使用される建設機械等

## 第4章

建設工事の概要

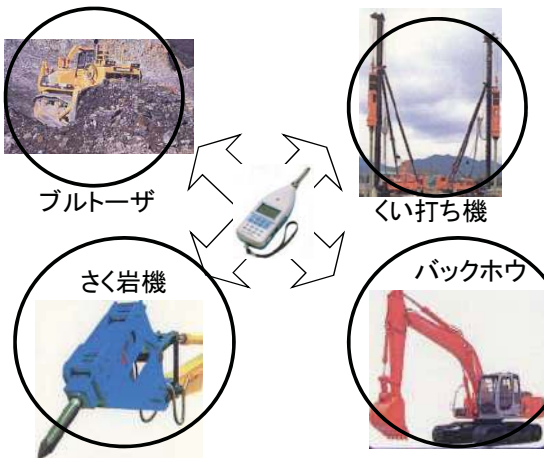
## 第5章

建設作業振動における対策

平成24年4月  
環境省大気生活環境室 発行

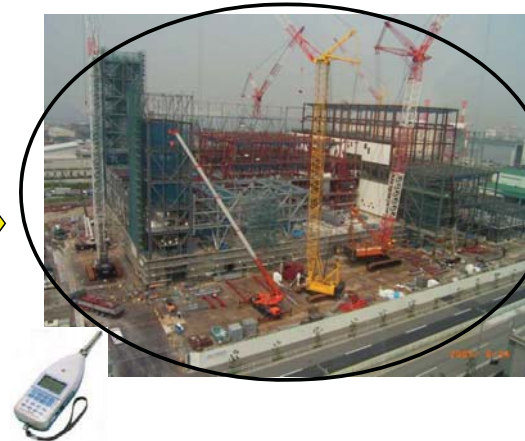
# 騒音・振動の規制手法の検討

## 現行法規制



[規制対象] 特定建設機械ごと個別に規制  
(低騒音型機械は対象外)

## 例えば、このような改正



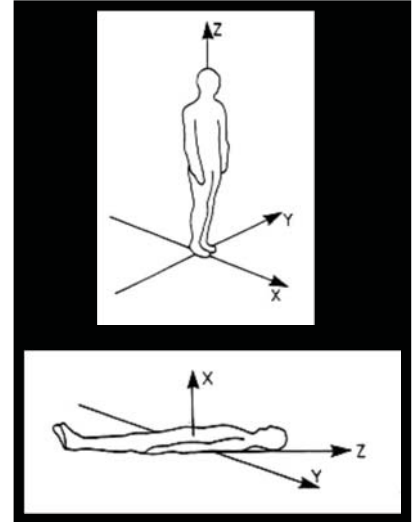
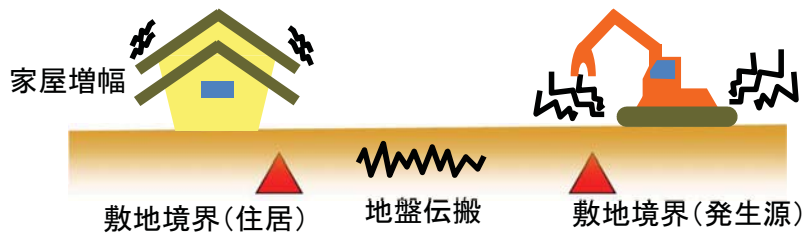
[規制対象] ・規制対象作業を工種とする  
(解体工・基礎工・建築工等)  
・対象騒音には資材置き場や工事車両の出入に係る騒音も含める  
・規制は作業場全体とし、敷地境界で規制値を定める

# 振動の評価手法・規制手法の検討

- 振動規制法制定から35年が経過している
- ISOの振動の評価手法の見直し(ISO2631-1, 2)
- 測定機器の性能の飛躍的向上



- ・水平方向を含めた実測データの蓄積
- ・住民の感覚に近い、実態に即した振動規制の適切な評価量についての検討

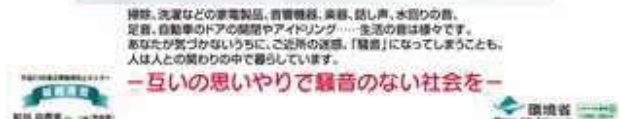


23

今後も環境行政への  
御理解、御協力  
よろしくお願いします。



平成23年度近隣騒音防止ポスター・カレンダー  
最優秀賞



24